

について論じた。もともと、エンゲージメント向上の機会には、株主総会の場にとどまるものではない。個人株主とのコミュニケーション強化によるエンゲージメントの向上を行うことが、会社への理解醸成、ひいては、経営参画意識の向上や議決権行使の促進につながる。各企業においては、年間を通じた積極的かつ複層的な取り組みが期待される。

大平 有紀(おおひら・ゆき)
三井住友信託銀行(株) ガバナンスコンサルティング部 法務・ガバナンスチーム調査役・弁護士
2015年慶應義塾大学法学部卒業。2017年慶應義塾大学法務研究科修了。2020年三井住友信託銀行(株)入社、弁護士登録(第二東京弁護士会)。株主総会実務、コーポレート・ガバナンス関連のコンサルティング業務に携わる。主な著書に『2025年版 株式実務 株主総会のポイント』(共著、財経詳報社)がある。

第2章

有報総会前開示、サステナビリティ開示等 本年6月総会に向けて 確認しておきたい諸論点

三井住友信託銀行(株) ガバナンスコンサルティング部 法務・ガバナンスチーム主任・弁護士 高橋 宗太郎

【この章のエッセンス】

●金融担当大臣の要請により有価証券報告書の総会前開示が進み、定款変更による対応を実施した事例もある。

●有価証券報告書の総会前開示は、サステナビリティ開示や会社法改正に関する議論にも影響を与えており、今後の進展を注視すべきである。

はじめに

昨今、株主・投資家に対する早期かつ十分な情報提供といった観点から、有価証券報告書の定時株主総会前の開示が要請される等、株主総

有価証券報告書の定時株主総会前の開示

(1) 概要

2025年3月28日、金融担当大臣より、有価証券報告書を株主総会前の望ましい時期に開示するため、株主総会の3週間以上前に有価証券

会に関連する実務は大きく動いている。本章は、本年6月に開催される定時株主総会に向け、その運営に影響すると思われる近時のトピックスを概説するものである。なお、本章における意見にわたる部分は、筆者の個人的見解であり、所属する法人団体の意見ではないことをあらかじめ申し添える。

報告書の提出を行うことが本来的に望ましいとしつつ、まずは有価証券報告書を株主総会の前日ないし数日前に提出することが要請された(以下、本稿において、有価証券報告書の定時株主総会前の開示を「総会前開示」という)。

以下では、総会前開示を実施するための4つの手法を紹介した後、その実務上の課題と2025年3月決算会社の実施状況をみていく。実施状況の解説では、総会前開示を見据えて定款を変更した事例についても、紹介したい。

(2) 実施手法

金融庁が開催した「有価証券報告書の定時株主総会前の開示に向けた環境整備に関する連絡協議会」では、